

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第5回）議事録

■日時 令和3年8月19日（木）午前10時00分～午前10時38分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

宮越第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、保高委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る総括審議

ア 妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業

⇒ 大気汚染及び騒音・振動に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

イ （仮称）新砂総合資源循環センター建設事業

⇒ 廃棄物及び温室効果ガスに係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第5回）

速 記 録

令和3年8月19日（木）

Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 委員の皆様、おはようございます。本日は御出席頂きまして、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 9 名の御出席を頂いており定足数を満たしております。

それでは、これより令和 3 年度第 5 回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。宮越部会長、お願いいたします。

○宮越部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○宮越部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退出されても結構です。

ただいまから第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案に係る総括審議、「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案に係る総括審議、その他の事項となります。

○宮越部会長 それでは、次第 1 の「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局から説明させていただきます。それでは、資料 1-1 を御覧ください。資料 1-1 は、前回までの部会における 2 回の審議の内容を整理したものとなっております。各委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに「大気汚染」「騒音・振動」「水質汚濁」「土壌汚染」「景観」「温室効果ガス」の順序でまとめており、合計 15 件、環境影響評価項目以外の「その他」が 1 件となります。前回で追加となった事項は、取扱い欄に 7/15 と記載してございます。前回、追加となった項目は、4 ページの「大気汚染」番号 6 及び番号 7、5 ページの「騒音・振動」番号 2、6 ページの「騒音・振動」番号 3、6 ページの「水質汚濁」番号 1、7 ページの「土壌汚染」番号 1 となります。

4 ページの「大気汚染」番号 7、7 ページの「土壌汚染」番号 1 については、事業者の退出後に委員から質問がありました。事業者から回答がありましたので御報告いたします。

まず最初に、4 ページの「大気汚染」番号 7 ですが、委員からの質問は、破碎処理終了後の廃材の保管場所の粉じん対策はどうするかというものでした。これに対する事業者の回答ですが、破碎処理後の廃材及び建設発生土は、屋根掛けした再生製品ヤード、改良土ヤードにそれぞれ保管されます。保管場所にはスプリンクラーを設置し、粉じんの発生を防止します。また、保管場所へは、防じんカバーを付けたベルトコンベアで移送するというものです。

次に、7 ページの「土壌汚染」番号 1、委員からの質問ですが、土壌及び地下水汚染防止の観点から、保管中の廃材等に触れた雨水に伴う地下浸透の防止及び排水について水質を把握しておく必要があると考えるが、事業者の見解を教えてくださいというものでした。これに対する事業者の回答ですが、本施設の処理対象物は公共事業等で発生するがれき類や建設発生土であり、有害物質等が含まれるものは受け入れていません。また、廃材等の屋外の置場については、保管物に触れた雨水等の地下浸透防止のため、非透水性のコンクリート舗装を施します。このことから、土壌、地下水汚染を及ぼすおそれはないと考えますが、油水分離槽の機能確認も兼ねて、完了後の適切な時点で水質の把握を行う予定であります。調査は、下水排除基準の対象項目に準じて実施しますというものでした。

次に、前回で総括審議事項に取り上げるものとしたものについてですが、右の欄、取扱いに、「総括審議事項へ」と記載しております。2 つありまして、1 つ目が 4 ページの「大気汚染」番号 6、2 つ目が、4 ページから 5 ページにかけての「騒音・振動」番号 1、以上 2 つが総括審議事項となっております。

それでは、2 つの総括審議事項について説明します。

1 つ目の「大気汚染」番号 6 についてですが、工事の完了後の施設の稼働に伴う粉じんの予測によると、破碎処理施設を屋内に設置し、さらに計画地の周囲に 10m の壁を設けるなど対策を行うとしている。しかしながら、廃材等の保管場所については屋外にあり、粉じんの飛散も懸念されることから、その対応等について質疑が行われました。事業者からは、廃材の保管場所についてはスプリンクラーを設置すると回答がありました。

2 つ目の「騒音・振動」番号 1 についてですが、新施設の整備後には廃材等の搬入車両が増加し、また夜間においても破碎処理施設の稼働を行う計画となっており、夜間の施設の稼働に伴う騒音の増大が懸念されることから、その対応等について質疑が行われました。事業者からは、廃材等の搬入車両の誘導は、スピーカーを使用せず、電光掲示板や通信機器を設けること。施設の稼働に伴う騒音については、事業敷地の東側に新たに 10m の遮音壁を設ける等の回答がございました。

資料 1-1 の説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明を頂きました資料 1-1 の前回の質疑応答について、委員の皆様から修正等の御意見がございましたらお願いします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、次に事務局から、8月10日に開催されました「都民の意見を聴く会」について報告をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 続いて、資料 1-2 を御覧ください。8月10日に行われました「都民の意見を聴く会」における公述人意見の概要となります。公述人は1名でした。環境全般について意見がございました。

意見の概要ですが、周辺住民は半世紀以上にわたる妙見島の工場群から悪臭・粉じん・騒音・振動の被害を受けている。今回の調査結果で基準値内と示されても被害を受けてきた住民は理解できない。強風時の風向きを考慮の上、島外において調査ポイントを設けてもらいたい。

本計画に伴って、関連車両は大幅に増加し、さらに工事車両も加わるため、事故防止対策、騒音・振動対策、大気汚染対策の具体的な取組の提示を要望する。

見解書において、事業者の見解として示したことは全て実行していただきたい。

以上のような内容でございました。

説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

「都民の意見を聴く会」には柳会長と私が傍聴人として出席させていただきました。柳会長からのコメントについて事務局はお預かりしていますか。

○宮田アセスメント担当課長 特に会長からは預かっておりません。

○宮越部会長 分かりました。

では、私から当日の様子について説明させていただきたいと思いますが、ただいま事務局から御説明と、あと、今見せていただいている資料にあるとおり、環境全般の意見について公述人から意見が上げられました。特にその中でも、これまでの部会の審議でも意見が上げられていますが、大気汚染、騒音・振動についての意見が多かったように思います。私からは、事業者から地域住民の方々への説明について幾つか公述人の方に確認させていただきました。これまでも説明の機会は設けられているということでしたが、より一層の地域住民の

方の御理解は欠かせないと思いますので、見解書に示すとおり、問い合わせ窓口の設置や地域住民の方々の意見や要望への対応に丁寧に取り組んでいただくのが極めて重要であると思われました。

先ほど、資料 1-1 で、これまでの質問事項の中で問い合わせ窓口の設置方法に対する質問が上げられていましたが、その中で、今後ホームページ等への掲載や詳しい設置方法は今後検討するということでしたが、事業者におかれましては、ホームページだけではなくて、より地域住民の方が問い合わせしやすいような方法を考えて、丁寧に対応していただきたいと思います。

私からの説明は以上ですが、資料 1-2 を含めまして、委員の皆様から「都民の意見を聴く会」について御意見や質問等がありましたら、お願いします。いかがでしょうか。

日下委員、お願いいたします。

○日下委員 都民の方々は大気汚染にかなり不安を感じているということだったのですが、今回はその施設自体は屋内に設置しているという説明は多分されて、多少安心感があつたと思うのですが、前回でも議論になった屋外の保管場所の話というのは、「都民の意見を聴く会」では何か話題に出たのでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 特に具体的に屋外施設の、日下委員から御指摘頂いた部分について、それほど細かい部分まで踏み込んで発言というのは特になかったと記憶しております。今回、この妙見島の西側の場所に位置します、そちらの方の住民の意見だったのですが、工場全般についての、いろいろな公害の被害を今まで受けていて、今後もそれが継続する、または今回の更新によってまた増えるのではないかと、そのような御懸念の御発言だったと思います。

○日下委員 そうすると、むしろ今回は少なくとも粉じんの問題については、施設が屋内に入るということで、これまでよりも少し安心感が増すとか、そういう雰囲気は特になかったということですね。何となく漠然と、この事業全体にぼんやりとした不安を抱いているみたいな。

○宮田アセスメント担当課長 どちらかというと、そうですね。今まで屋外の施設が屋内になるとか、様々な粉じん対策を講ずるということは環境影響評価書案に書いてありますが、そちらも当然御覧になられていると思いますけれども、今よりよくなるというふうには、特に御発言はされていなかったです。

○日下委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○宮越部会長 ほかに御意見等がございますか。——では特に御発言はないようですので総括審議に移ります。事務局から資料の説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 資料 1-3「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価書案についてを御覧ください。

資料 1-3 は、環境影響評価書案について、第 1 として部会での審議経過、第 2 として審議の結果を記載しております。環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて、環境影響評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としております。

第 1 審議経過

本審議会では、令和 3 年 1 月 27 日に「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長などの意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には、審議会、部会、公聴会の審議事項等をまとめております。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

施設の稼働に伴う粉じんについては、破碎処理施設を屋内に設置し、さらに計画地の周囲に 10m の壁を設けるなどの措置を実施しているが、廃材等の屋外保管場所からの粉じんの飛散も懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、粉じんの飛散防止に努めること。

【騒音・振動】

新施設の整備後には、廃材等の搬入車両が増加し、また、夜間においても破砕処理施設の稼働を行う計画であり、騒音の増大が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、より一層の騒音防止に努めること。

以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

審議結果について、環境影響評価項目を御担当されている委員から補足することがあればお願いします。

まず、「大気汚染」について、御担当の日下委員、いかがでしょうか。

○日下委員 特にございません。

○宮越部会長 分かりました。

では、「騒音・振動」を御担当されている廣江委員、いかがでしょうか。

○廣江委員 こちらも問題ないと思います。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、委員の皆様から御発言がございましたらお願いします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、総括審議を終了します。ただいま御説明頂いた内容で次回の総会に報告させていただきます。

○宮越部会長 続きまして、次第2の「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局から説明します。資料2-1を御覧ください。資料2-1は、前回までの部会における2回の審議の内容を整理したのになります。各委員からの指摘、質問事項を環境影響評価項目ごとに、「悪臭」「騒音・振動」「地盤・水循環」「景観」「廃棄物」「温室効果ガス」の順序で取りまとめており、合計10件、環境影響評価項目以外、「その他」が2件となりました。前回で追加となった事項は、取扱い欄に7/15と記載してございます。前回、追加となった項目は、11ページの「悪臭」番号1、11ページの「騒音・振動」番号1、12ページの「景観」番号1、13から14ページにかけて「廃棄物」番号1及び番号2、15から16ページの「温室効果ガス」番号1、番号2、番号3及び番号4。16ページの

「その他」番号2。以上となります。

11 ページの「悪臭」番号1、12 ページの「騒音・振動」番号1、12 ページの「景観」番号1、13 ページの「廃棄物」番号1、14 ページの「廃棄物」番号2について、主に委員からのコメントでしたが、事業者からその後回答や回答の補足がございましたので、御報告いたします。

最初に、「悪臭」番号1のコメントが、有機物の搬入箇所の臭気が強かったので、しっかり対応していただきたいというものでした。これに対する事業者の回答は、廃棄物搬入時の臭気については、密閉式のピット・タンクの採用やピット内の負圧化、ピット・機械装置内臭気の吸引脱臭処理、投入室内の負圧管理、投入ピット覆蓋導入によるシートシャッターとの連動・二重遮断化、エアカーテンの吹き下ろし型から横吹き型への改変、脱臭処理の濃度別ライン化などの対策により、漏洩防止に努めてまいりますというものです。

続きまして、「騒音・振動」番号1、船に関する資料の提示について検討をお願いするというコメントでした。これについて事業者の回答ですが、引き船の規模が分かる写真等の資料を追加検討いたしますというものです。

続きまして「景観」番号1、運河から見た側の陸地の発想はあるのかという御質問について、事業者の回答の補足ですが、施設完成後は、作業は全て屋内で行われることから、重機作業の屋内化においても景観の向上が図られるというものです。

もう1つ、分節化についてのコメントがありまして、分節化にも配慮し、よいものを目指していただきたいというコメントについて、事業者の回答の補足ですが、護岸境界に沿った既存建築物と、護岸境界から20m離れた新築西棟を計画することで、分節化に配慮する計画であるというものでした。

続いて、「廃棄物」番号1、建設工事に伴う廃棄物に関する再資源化についてのコメント、具体的には「東京都建設リサイクル推進計画」の数値にどのように整合させるのか、根拠が示されていない。これについての事業者回答の補足ですが、評価書において詳細に再資源化率を整理する。また、工事の施行中においては「東京都建設リサイクル推進計画」における再資源化率の目標値と整合を図ることを前提とし、中間処理施設へ搬出し、実際の再資源化率を明らかにするという回答がございました。

次に、「廃棄物」番号2、改質固化処理事業の再資源化についてのコメントでした。改質固化処理事業について再資源化の推進に努力してほしいと。これについての事業者の回答ですが、改質固化処理事業について受入れ廃棄物の物性に応じて、可能な限りセメント原料化等

による再資源化率の向上を図るという回答でございました。

次に、前回、総括審議事項に取り上げるとしたものについてですが、右の欄、取扱いに「総括審議事項へ」を記載しております。2つございまして、13ページの「廃棄物」番号1、2つ目が15ページの「温室効果ガス」番号2、以上2つが総括審議事項となっております。2つの総括審議事項について説明します。

1つ目の「廃棄物」番号1についてですが、計画建物の建設に伴う廃棄物の予測結果によると、廃棄物種類ごとに発生量、再資源化量等を予測し、「東京都建設リサイクル推進計画」などの評価の指標に適合するとしている。しかしながら、再資源化率については数値が低く、評価の指標に示される数値との乖離も大きいことから質疑が行われました。事業者からは、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値と整合性を図った再資源化率とする旨、環境保全のための措置を追記し、事後調査において明らかにしていくと回答がございました。

2つ目の「温室効果ガス」番号2についてですが、施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスの環境保全のための措置として、バイオガス発電設備、地中熱利用システム及び太陽光発電などの様々な対策を行おうとしていることから、効果の把握等について質疑が行われました。事業者からは、実績値になるかと思うが、効果の公表等について検討するとの回答がございました。

資料2-1の説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明頂きました資料2-1の前の質疑応答について、委員の皆様から修正等の御意見がございましたら、お願いいたします。

委員の皆さんから御意見等はございますか。——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので総括審議に移ります。事務局から資料の説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 資料2-2「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」に係る環境影響評価書案についてを御覧ください。資料2-2は環境影響評価書案について、第1として部会での審議経過と、第2として審議結果を記載しております。環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて環境影響評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としております。

第1 審議過程

本審議会では、令和3年3月24日に「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。その審議経過は付表のとおりである。

付表には、審議会、部会での審議事項をまとめております。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価書技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【廃棄物】

計画建物の建設に伴う廃棄物については、廃棄物の種類ごとに発生量、再資源化量等を予測し、評価の指標に適合するとしているが、再資源化率については指標との乖離があることから、適合するとした根拠を明らかにした上で、事後調査において発生量、再資源化量等を詳細に報告すること。

【温室効果ガス】

環境保全のための措置に挙げられているバイオガス発電設備、地中熱利用システム及び太陽光発電などの様々な対策については、温室効果ガスの削減に有効な対策と期待されることから、導入の結果と具体的な効果を検証するため、事後調査において詳細に報告すること。

資料2-2の説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ただいま御説明頂きました審議結果について、環境影響評価項目を担当されている委員から補足することがあればお願いいたします。では、「廃棄物」を御担当されている池本委員、いかがでしょうか。

○池本委員 私からは、ここの部分は結構何回もお話したことだと思いますので、この文章自体はこのとおりということです。それで、その背景にある部分というか、前提にあることとしては、まずは、ほかの事例でもそうなのですが、発生量の削減を大前提として工事、事業を進めていっていただきたいというのがあるのかなと思います。ほかの事業でも、発生量が増えたけれども、再資源化率が高いのでいいだろうみたいなケースは多いので、まずは、発生量の削減を求めていっていただきたいということが1点です。

もう1点は、あとは環境負荷全体を考慮した上での対策を検討頂きたいということで、それらのバランスを見た上で事業を進めていっていただきたいということを念頭にコメントをさせていただきました。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、「温室効果ガス」を御担当されている渡邊委員から、補足等の御説明はいかがでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 特に追加のコメント等は預かってございません。

○宮越部会長 承知しました。

では、ただいまの御説明について御発言等がございましたら、委員の皆様からお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、総括審議を終了いたします。ただいま御説明頂いた内容で次回の総会に報告します。

○宮越部会長 では、最後になりますが、その他の項目として何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特にないようですので、これもちまして第二部会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退出)

(午前10時38分閉会)